

「在宅介護分科会」

運営委員（敬称略） 永田 敏剛（愛知県医労連）
竹原 真由美（岡山県医労連）
米沢 哲（日本医労連）

介護保険法の第一条には、介護保険制度の目的について「加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、-中略-を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる」と記されています。本来の「自立支援」は、利用者が有する能力に応じて自立した日常生活を営めるように支援することにあります。しかし、安倍政権は「自立支援」の考え方を「自分で出来るようになることを助ける」ことに捻じ曲げ、「社会保障改革」をさらにすすめようとしています。しかし、介護の対象となる高齢者は一人ひとりの「人間」であり「生活者」です。どんなに時代が変わろうとも、私たち一人ひとりが持っている人生の喜びや悲しみの本質は変わりません。そうした一人ひとりの人生に寄り添うことを基礎に紡ぎ出されているのが介護実践です。実践を通した日々の営みから、本物の在宅介護のあり方、そして介護労働のあり方を確立するとともに、介護の本質と専門性を追究し、「専門的な介護」の重要性を発信していく必要があります。在宅介護の事例や問題意識、課題などを交流・共有し、在宅介護の専門性を討議し、深めていきましょう。

是非とも、以下の課題を参考にレポートを提出してください。

【在宅介護レポート課題】

- ・在宅介護における「利用者本位」（専門性）の実践例
- ・多職種・多事業所間のサービスの連携（介護と医療、介護と介護）や事業所内の共同による介護の実践例について
- ・介護労働の問題（夜勤、医療行為、働き方の問題など）
- ・在宅介護の現場で起きている問題点・課題（制度改正、報酬改定の影響など）
- ・在宅介護の魅力・介護労働者としての誇り
- ・日常での実践で悩んでいること、インシデント・アクシデント

※ レポートの内容によっては、ご本人のご承諾を得たうえで、施設介護分科会で発表していただくことがあるかもしれませんので、ご了承ください。